

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
[略]					
6	カウンターパーティ信用リスク				
[略]					
20	マーケット・リスク				
21		うち、標準的方式適用分			
22		うち、内部モデル方式適用分			
		うち、簡易的方式適用分			
23	勘定間の振替分				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～hh 略]

jj 項番20「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合、同面の項番13「合計」の項の額と一致する。

ll 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額と一致する。

mm 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
[同左]					
4	カウンターパーティ信用リスク				
[同左]					
16	マーケット・リスク				
17		うち、標準的方式適用分			
18		うち、内部モデル方式適用分			
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～hh 同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合、同面の項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項ハ欄の額と一致する。

[加える。]

う場合、同面の項番6「合計」の項の額と一致する。 <u>nn</u> 項番23「勘定間の振替分」の項には、連結自己資本規制比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 [oo～tt 略] [(第二面) ～ (第二十五面) 略] [面を削る。] [面を削る。] [面を削る。] [面を削る。] <u>(第二十六面)</u> [別紙5] <u>(第二十七面)</u> [別紙6] <u>(第二十八面)</u> [別紙7] <u>(第二十九面)</u> [別紙8] [(第三十面) ～ (第三十五面) 略]	[加える。] [oo～tt 同左] [(第二面) ～ (第二十五面) 同左] <u>(第二十六面)</u> [別紙1] <u>(第二十七面)</u> [別紙2] <u>(第二十八面)</u> [別紙3] <u>(第二十九面)</u> [別紙4] [面を加える。] [面を加える。] [面を加える。] [面を加える。] [(第三十面) ～ (第三十五面) 同左]
(別紙様式第四号) (第一面) (単位：百万円) OV 1：リスク・アセットの概要	(別紙様式第四号) (第一面) (単位：百万円) OV 1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
[略]					
6	カウンターパーティ信用リスク				
[略]					
20	マーケット・リスク				
21		うち、標準的方式適用分			
22		うち、内部モデル方式適用分			
		うち、簡易的方式適用分			
23	勘定間の振替分				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～hh 略〕

jj 項番20「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合、同面の項番13「合計」の項の額と一致する。

ll 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期とする四半期に係る別紙様式第六号第四面の開示を行う場合、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額と一致する。

mm 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第二十三面の二の開示を行う場合、同面の項番6「合計」の項の額と一致する。

nn 項番23「勘定間の振替分」の項には、連結自己資本規制比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行

国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
[同左]					
4	カウンターパーティ信用リスク				
[同左]					
16	マーケット・リスク				
17		うち、標準的方式適用分			
18		うち、内部モデル方式適用分			
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a～hh 同左〕

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期とする四半期に係る別紙様式第六号第四面の開示を行う場合、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ハ欄の額と一致する。

〔加える。〕

〔加える。〕

った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[〇〇～tt 略]

[(第二面) ～ (第二十面) 略]

[面を削る。]

[面を削る。]

[面を削る。]

(第二十一面)

(第二十二面)

(第二十三面)

(第二十三面の二)

[(第二十四面～第二十八面) 略]

[〇〇～tt 同左]

[(第二面) ～ (第二十面) 同左]

(第二十一面)

(第二十二面)

(第二十三面)

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[(第二十四面～第二十八面) 同左]

[別紙12]

[別紙13]

[別紙14]

[別紙15]

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末

[略]					
6	カウンターパーティ信用リスク				
[略]					
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～hh 略]

jj 項番20「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額と一致する。

ll 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

mm 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第二十九面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

nn 項番23「勘定間の振替分」の項には、連結自己資本規制比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[同左]					
4	カウンターパーティ信用リスク				
[同左]					
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～hh 同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[oo～tt 略] [(第二面)・(第三面) 略] [面を削る。] <u>(第四面)</u> [別紙 17] <u>(第四面の二)</u> [別紙 18]	[oo～tt 同左] [(第二面)・(第三面) 同左] <u>(第四面)</u> [別紙 16] [面を加える。] [面を加える。]
備考 表中の「」の記載は、お茶規定の「重労働を付した標記部分を除く全量を含む」を厳格に注記する。	

[別紙1]

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十九条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十一条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十三条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十四条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除

して得た額を記載すること。

h 項番 8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。

i 項番 9「合計」の項には、項番 1 から項番 8 までの合計額を記載すること。

j 項番 9「合計」の額は、第一面の項番 17「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

[別紙 2]

MR 2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因								
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			バリュー・ アット・ リスク	ストレス・ バリュー・ アット・ リスク	追加的 リスク	包括的 リスク	その他	合計
1 a	前期末におけるリスク・ア セット							
1 b	前期末における連結自己資 本規制上のリスク・アセッ ト額への調整							
1 c	前期末の算出基準日におけ る内部モデル方式の算出額							
2	当期中 の要因 別の変 動額	リスク量の変動						
3		モデルの更新又は 変更						
4		手法及び方針						
5		買収及び売却						
6		為替の変動						
7		その他						
8 a	当期末の算出基準日におけ る内部モデル方式の算出額							
8 b	当期末における連結自己資 本規制上のリスク・アセッ ト額への調整							
8 c	当期末におけるリスク・ア セット							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 a 「前期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当期末におけるリスク・アセット」の項には、連結自己資本規制比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュ

一・アット・リスクの平均値に連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を8パーセントで除して得た額を記載する。))。

b 項番1 b「前期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8 b「当期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1 aの項に計上される額を項番1 cの項に計上される額で除して得た値及び項番8 cの項に計上される額を項番8 aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。

c 項番1 c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1 c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。

d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十一条第二項第三号又は第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、連結自己資本規制比率告示第二百五十六条第一項又は第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。

f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。))。

j イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

k ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

l ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

m ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・

トレーディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

n ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a「前期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。

o 項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

q この面に記載する比率（項番1 b及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

r 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 3]

(単位：百万円)

MR 3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）		
項番		
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
1	最大値	
2	平均値	
3	最小値	
4	期末	
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
5	最大値	
6	平均値	
7	最小値	
8	期末	
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
9	最大値	
10	平均値	
11	最小値	
12	期末	
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
13	最大値	
14	平均値	
15	最小値	
16	期末	
17	フロア（修正標準的方式）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 1 から項番 4 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 5 から項番 8 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、連結自己資本規

制比率告示第二百五十四条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。

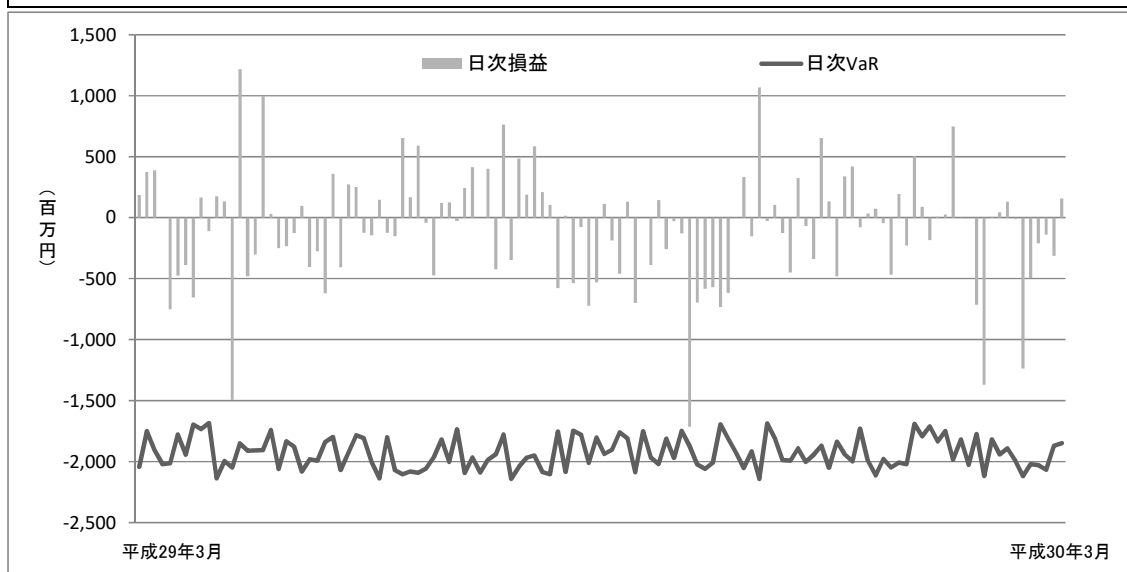
d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 4]

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制比率告示第二百五十二条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十条第一号に定める残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番1から項番11までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、項番1の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番12「合計」の額は、第一面の項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り

捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的方式採用最終指定親会社の場合又は内部モデル方式採用最終指定親会社の場合にあつては標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日の値) の値				バック・テスト イングの超過 回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十 二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・ク ラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リス ク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リ スク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファク ターに基づくマーケット・リス ク (IMCC)								
9	モデル化不可能リスク・ファク ターに基づくマーケット・リス ク (SES)								

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (二)							
16	マーケット・リスクの合計額 ($ACR_{total} = \min((イ) + (ロ); (二)) + \max(0, (ハ))$)							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした

市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C)) の値を記載すること。

- b 項番 2 「一般金利リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番 3 「株式リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番 4 「コモディティ・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番 5 「外国為替リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番 6 「信用スプレッド・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番 7 「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番 8 「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番 9 「モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番 10 「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定める D R C モデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番 11 「グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 (IMA_{G,A}) の値を記載すること。

- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値から $IMA_{G,A}$ の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスト回数の超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 7]

(単位：百万円)

MR 3：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		期待ショート・フォール	モデル化不可能なリスク・ファクター	デフォルト・リスク	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたデスクの資本サーチャージ	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたデスクのマーケット・リスク	内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクのうち、標準的方式により算出すべきデスクのマーケット・リスク
1	前期末におけるリスク・アセット						
2	リスク量の変動						
3	当期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末におけるリスク・アセット」及び項番3「当期末におけるリスク・アセット」の項には連結自己資本規制比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること。
- b 項番2「リスク量の変動」の項には、項番3の「当期末におけるリスク・アセット」に記載した値から項番1の「前期末におけるリスク・アセット」に記載した値を控除した値を記載すること。
- c イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_0 ）のうち、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条から第二百五十四条の四までに定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_0 ）のうち、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の五に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（DRC）の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。

ントで除して得た額を記載すること。

- f ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- h ヘ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の三第四項並びに第二百五十三条の八第三項及び第五項の規定により標準的方式によるマーケット・リスク相当額の算出を課せられたトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番3「当期末におけるリスク・アセット」の項のイ欄からニ欄までの合計額は、第一面の項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- l この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 8]

(単位：百万円)

MR 4：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク（一般市場 リスク及び個別リス ク）の額				
2	株式リスク（一般市場 リスク及び個別リス ク）の額				
3	コモディティ・リスク の額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャ ーに係る個別リスクの 額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十二条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得

た額を記載すること。

- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二條から第二百七十五條の三までの規定に定める方法で算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十七條の規定に定める方法により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十八條の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十八條第二号に規定するガンマ・リスク及び連結自己資本規制比率告示第二百七十八條第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十九條の規定に定める方法により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙9]

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十九条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十一条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十三条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十四条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除

して得た額を記載すること。

h 項番 8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。

i 項番 9「合計」の項には、項番 1 から項番 8 までの合計額を記載すること。

j 項番 9「合計」の額は、第一面の項番 17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

[別紙 10]

(単位：百万円)

MR 3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）		
項番		
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
1	最大値	
2	平均値	
3	最小値	
4	期末	
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
5	最大値	
6	平均値	
7	最小値	
8	期末	
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
9	最大値	
10	平均値	
11	最小値	
12	期末	
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
13	最大値	
14	平均値	
15	最小値	
16	期末	
17	フロア（修正標準的方式）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 1 から項番 4 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 5 から項番 8 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、連結自己資本規

制比率告示第二百五十四条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。

d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

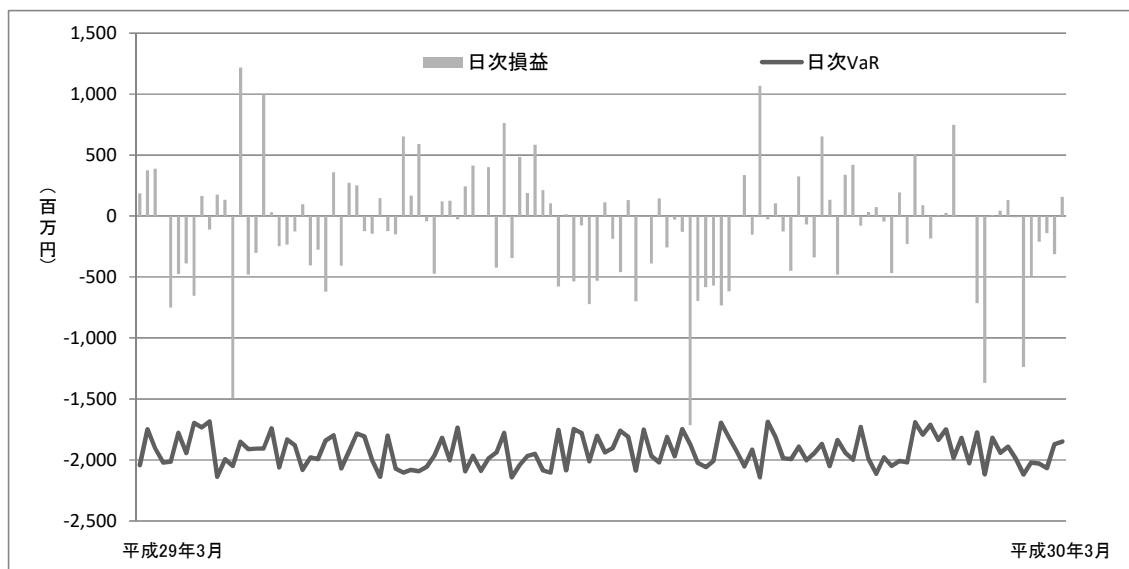
e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 11]

MR 4：内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制比率告示第二百五十二条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 12]

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十条第一号に定める残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番1から項番11までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、項番1の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番12「合計」の額は、第一面の項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り

捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的方式採用最終指定親会社の場合又は内部モデル方式採用最終指定親会社の場合にあつては標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

[別紙 13]

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日の値) の値				バック・テスト ティングの超 過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十 二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (二)							
16	マーケット・リスクの合計額 ($ACR_{total} = \min((イ) + (ロ); (二)) + \max(0, (ハ))$)							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした

市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C)) の値を記載すること。

- b 項番 2 「一般金利リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番 3 「株式リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番 4 「コモディティ・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番 5 「外国為替リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番 6 「信用スプレッド・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番 7 「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番 8 「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番 9 「モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十六条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番 10 「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定める D R C モデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番 11 「グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 (IMA_{G,A}) の値を記載すること。

- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値から $IMA_{G,A}$ の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスト回数の超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 14]

(単位：百万円)

MR 3：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		期待ショート・フォール	モデル化不可能なリスク・ファクター	デフォルト・リスク	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたデスクの資本サーチャージ	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたデスクのマーケット・リスク	内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクのうち、標準的方式により算出すべきデスクのマーケット・リスク
1	前期末におけるリスク・アセット						
2	リスク量の変動						
3	当期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末におけるリスク・アセット」及び項番3「当期末におけるリスク・アセット」の項には連結自己資本規制比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること。
- b 項番2「リスク量の変動」の項には、項番3の「当期末におけるリスク・アセット」に記載した値から項番1の「前期末におけるリスク・アセット」に記載した値を控除した値を記載すること。
- c イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_0 ）のうち、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条から第二百五十四条の四までに定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_0 ）のうち、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の五に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（DRC）の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。

ントで除して得た額を記載すること。

- f ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- h ヘ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の三第四項並びに第二百五十三条の八第三項及び第五項の規定により標準的方式によるマーケット・リスク相当額の算出を課せられたトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番3「当期末におけるリスク・アセット」の項のイ欄からニ欄までの合計額は、第一面の項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- l この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 15]

(単位：百万円)

MR 4：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク（一般市場 リスク及び個別リス ク）の額				
2	株式リスク（一般市場 リスク及び個別リス ク）の額				
3	コモディティ・リスク の額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャ ーに係る個別リスクの 額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十二条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十五条の規定の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除

して得た額を記載すること。

- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定に定める方法で算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十七条の規定に定める方法により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び連結自己資本規制比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十九条の規定に定める方法により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

[別紙 16]

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因								
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			バリュー・アット・リスク	ストレス・バリュー・アット・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前四半期末におけるリスク・アセット							
1 b	前四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整							
1 c	前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額							
2	当四半期中の要因別の変動額	リスク量の変動						
3		モデルの更新又は変更						
4		手法及び方針						
5		買収及び売却						
6		為替の変動						
7		その他						
8 a	当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額							
8 b	当四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整							
8 c	当四半期末におけるリスク・アセット							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 a 「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には、連結自己資本規制比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載す

ること（例：バリュアット・リスクであれば、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュアット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュアット・リスクの平均値に連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を 8 パーセントで除して得た額を記載する。）。

b 項番 1 b「前四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番 8 b「当四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番 1 a の項に計上される額を項番 1 c の項に計上される額で除して得た値及び項番 8 c の項に計上される額を項番 8 a の項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。

c 項番 1 c「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。項番 2 から項番 7 までに掲げる変動要因分析は、項番 1 c「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。

d 項番 2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e 項番 3「モデルの更新又は変更」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十一条第二項第三号又は第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、連結自己資本規制比率告示第二百五十六条第一項又は第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を 2 回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。

f 項番 4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g 項番 5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h 項番 6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

i 項番 7「その他」の項には、項番 2 から項番 6 までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番 6 と項番 7 との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

j イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。

k ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。

l ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスク

の額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

m ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

n ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。

o 項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

q この面に記載する比率（項番1 b及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

r 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日の値) の値				バック・テスト ティングの超 過回数 (99.0%)	前四半期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
			当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (二)							
16	マーケット・リスクの合計額 ($ACR_{total} = \min((イ) + (ロ); (二)) + \max(0, (ハ))$)							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした

市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C)) の値を記載すること。

- b 項番 2 「一般金利リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番 3 「株式リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番 4 「コモディティ・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番 5 「外国為替リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番 6 「信用スプレッド・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番 7 「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番 8 「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番 9 「モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番 10 「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定める D R C モデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番 11 「グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 (IMA_{G,A}) の値を記載すること。

- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値から $IMA_{G,A}$ の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当四半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスト回数の超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前四半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

MR 3：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		期待ショート・フォール	モデル化不可能なリスク・ファクター	デフォルト・リスク	グリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されたデスクの資本サーチャージ	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたデスクのマーケット・リスク	内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクのうち、標準的方式により算出すべきデスクのマーケット・リスク
1	前四半期末におけるリスク・アセット						
2	リスク量の変動						
3	当四半期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番3「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には連結自己資本規制比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること。
- b 項番2「リスク量の変動」の項には、項番3の「当期末におけるリスク・アセット」に記載した値から項番1の「前期末におけるリスク・アセット」に記載した値を控除した値を記載すること。
- c イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_u ）のうち、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条から第二百五十四条の四まで連結に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるDRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額（ C_u ）のうち、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の五に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額に関連して算出される値を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- e ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- f ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- g ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) の値を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- h ヘ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の三第四項並びに第二百五十三条の八第三項及び第五項の規定により標準的方式によるマーケット・リスク相当額の算出を課せられたトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番 3「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番 18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「ー」を記載すること。
- k 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- l この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。